

19教健第842号

平成20年3月11日

愛知県学校薬剤師会長 様

愛知県教育委員会教育長

県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインの策定  
について（依頼）

日ごろから、学校環境衛生の向上に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、平成20年3月7日付け19環活第411号、19生衛第1021号  
及び19農経第1791号で愛知県環境部長、健康福祉部健康担当局長及び農林水  
産部長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、農薬・殺虫剤等薬剤が適正に使用されるよう学校に対する御指導  
及び御助言をお願いします。

連絡先 健康学習課保健・給食グループ（鈴木）

電 話 052-954-6794（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6965



19環活第411号  
19生衛第1021号  
19農経第1791号  
平成20年3月7日

各 部 局 長  
愛 知 県 企 業 庁 長  
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長 殿  
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 環 境 部 長  
愛 知 県 健 康 福 祉 部 健 康 担 当 局 長  
愛 知 県 農 林 水 産 部 長

県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインの  
策定について（通知）

農薬、殺虫剤等の薬剤は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、屋内外で行う病害虫、ねずみ・昆虫等防除については、薬剤のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっています。

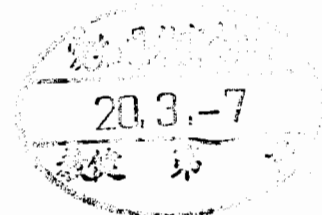
そこで、県有施設における病害虫、ねずみ・昆虫等防除に当たっては、農薬、殺虫剤等薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないように配慮する取り組みを県が率先して推進することを目的として、別添1のとおり「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」を策定しました。

つきましては、県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤の使用に当たっては、このガイドラインに基づき適正使用を徹底されるとともに、貴所管施設にも周知して下さるようお願いいたします。

また、このガイドラインの運用にあたっては、下記の通知を参考にするとともに、別添5、6のとおりパンフレットを作成しましたので各県有施設の担当者等への周知徹底に活用してください。

なお、ガイドラインの作成にあたり意見をいただきましたが、それに対する対応は、別添7「県有施設における農薬・殺虫剤等適正使用ガイドライン（案）に対する意見と考え方」のとおりです。

おって各市町村にも別添8のとおり通知しました。



## 記

- 1 住宅地等における農薬使用について（平成19年2月28日付け18農経第1462号、18水地盤第471号）・・・別添2
- 2 県所管施設におけるねずみ昆虫等の防除について（平成18年8月25日付け18生衛第515号）・・・別添3
- 3 建築物における衛生的環境の維持管理及び建築物における維持管理マニュアルについて（本日付19生衛第965号）・・・別添4

担当 環境活動推進課環境リスク対策グループ

電話 052-954-6212（ダイヤルイン）

内線 3025、3026

生活衛生課環境衛生・検査管理グループ

電話 052-954-6299（ダイヤルイン）

内線 3258、3259

農業経営課環境・植防グループ

電話 052-954-6411（ダイヤルイン）

内線 3664、3665

19環活第411号  
19生衛第1021号  
19農経第1791号  
平成20年3月7日

各 市 町 村 長 殿  
(政令市、中核市を除く)

愛 知 県 環 境 部 長  
愛知県健康福祉部健康担当局長  
愛 知 県 農 林 水 産 部 長  
( 公 印 省 略 )

県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインの  
策定について(通知)

日ごろは、本県行政の推進につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、農薬、殺虫剤等の薬剤は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、屋内外で行う病虫害、ねずみ・昆虫等防除については、薬剤のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっています。

そこで、県有施設における病虫害、ねずみ・昆虫等防除に当たっては、農薬、殺虫剤等薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないよう配慮する取り組みを県が率先して推進することを目的として、別添1のとおり「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」を策定しました。

つきましては、貴市町村におかれても、このガイドラインを参考として、所管施設における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に努めてください。

なお、このガイドラインの他、下記の通知を参考にするとともに、別添4、5のとおりパンフレットを作成しましたので活用してください。

記

- 1 住宅地等における農薬使用について(平成19年2月28日付け18農経第1462号、18水地盤第471号)・・・別添2
- 2 建築物における衛生的環境の維持管理及び建築物における維持管理マニュアルについて(本日付19生衛第965号)・・・別添3

担当 環境活動推進課環境リスク対策グループ  
電話 052-954-6212(ダイヤル)  
生活衛生課環境衛生・検査管理グループ  
電話 052-954-6299(ダイヤル)  
農業経営課環境・植防グループ  
電話 052-954-6411(ダイヤル)

(別添は添付省略)

19環活第411号  
19生衛第1021号  
19農経第1791号  
平成20年3月7日

名古屋市長  
豊橋市長  
岡崎市長  
豊田市長  
殿

愛知県環境部長  
愛知県健康福祉部健康担当局長  
愛知県農林水産部長  
(公印省略)

県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドラインの  
策定について(通知)

日ごろは、本県行政の推進につきまして、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、農薬、殺虫剤等の薬剤は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

このため、屋内外で行う病害虫、ねずみ・昆虫等防除については、薬剤のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっています。

そこで、県有施設における病害虫、ねずみ・昆虫等防除に当たっては、農薬、殺虫剤等薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないように配慮する取り組みを県が率先して推進することを目的として、別添1のとおり「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」を策定しました。

つきましては、貴市におかれても、このガイドラインを参考として、所管施設における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に努めてください。

なお、このガイドラインの他、下記の通知を参考にするとともに、別添3、4のとおりパンフレットを作成しましたので活用してください。

記

住宅地等における農薬使用について(平成19年2月28日付け18農経第1462号、18水地盤第471号)・・・別添2

担当 環境活動推進課環境リスク対策グループ  
電話 052-954-6212(ダイヤル)  
生活衛生課環境衛生・検査管理グループ  
電話 052-954-6299(ダイヤル)  
農業経営課環境・植防グループ  
電話 052-954-6411(ダイヤル)

(別添は添付省略)

## 県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン

### 1 趣旨

農薬、殺虫剤等の薬剤は適正に使用されない場合、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

このため、屋内外で行う病害虫、ねずみ・昆虫等防除については、薬剤のみに頼るのではなく、適切な防除技術を組み合わせて、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるように実施することが求められるなど、県民の安全・安心への関心が高まっている。

そこで、県有施設における病害虫、ねずみ・昆虫等防除に当たっては、農薬、殺虫剤等薬剤の適正使用を徹底し、施設利用者や周辺住民等に健康被害が生じないように配慮する取り組みを、県が率先して推進することを目的として、このガイドラインを定めるものである。

なお、このガイドラインは、災害時等において緊急的に薬剤を使用しなければならない場合は適用しない。

### 2 対象

対象施設等：県が所有又は管理する建物、土地及び樹木等の植物

対象薬剤：農薬、殺虫剤、殺そ剤及び消毒剤

注) 農薬：農作物（樹木及び農林産物を含む）を害する病害虫及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けた薬剤。

殺虫剤：人の健康を損なう昆虫等及び人に不快感を与える昆虫等の防除に用いられる薬剤（農薬を除く）

殺そ剤：ねずみの防除に用いられる薬剤（農薬を除く）

消毒剤：病原微生物の消毒に用いられる薬剤（器具、人体等の消毒に用いられる薬剤を除く）

### 3 薬剤の適正使用に係る配慮事項

#### (1) 農薬

##### ア 病害虫等の発生予防

日ごろから病害虫等の発生を予防するため、公園や街路樹等では、通風や日当たりをよくするよう枝葉の間引きや剪定、病害虫等の越冬場所や伝染源となる落ち葉や枯葉の処理などに努める。

## イ 病害虫等の早期発見

定期的な生息調査などにより、日ごろから樹木等をよく観察し、病害虫等の発生の早期発見とその状況把握に努める。

## ウ 防除の考え方

防除を実施するに当たっては、病害虫等の発生状況を確認し、害虫の捕殺、防虫網の利用、被害を受けた部分のせん定及び抜き取り等による雑草の除去などの物理的防除を優先的に行う。

農薬の使用は、物理的防除等では困難な場合のみとし、病害虫の発生状況に関わらず定期的な農薬使用はしない。

## エ 農薬の適正使用

(ア) 使用する農薬は、農薬取締法に基づいて登録された農薬を、そのラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。

また、除草剤は、非農耕地であっても登録農薬を使用するよう努める。

なお、農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないよう注意するとともに、これまでに知見のない農薬の組合せによる混合は行わない。特に有機リン系農薬同士の混合は絶対に行わない。

(イ) やむを得ず農薬を使用する場合は、必要最小限の量及び区域とするとともに、定められた使用方法の中で、まず、誘殺、塗布、樹幹注入等の散布以外の方法を優先して行う。

(ウ) 農薬を散布する場合は、粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用したり、農薬の飛散を抑制するノズルを使用するなどし、近隣への影響が少ない無風又は風が弱い日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して、農薬の飛散防止に最大限配慮する。

(エ) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民等に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類、作業方法等について十分な周知に努める。

特に、近隣に学校、通学路等がある場合は、学校や子供の保護者等への周知を行うとともに、散布は通学時間を避け、必要に応じて子供が近づかないような措置を講ずるなど最大限配慮する。

また、公園等での散布についても、たて看板等により散布区域内に人が立ち入らないよう最大限配慮する。

なお、散布以外の方法により農薬を使用する場合も、必要に応じ周知に努める。

(オ) 農薬を使用した場合は、使用した年月日、場所、対象植物、農薬の

種類又は名称、使用量、希釈倍率について記録し、5年間保存する。

オ 業者委託

農薬による病害虫等防除を業者に委託して行う場合は、農薬の適正使用の観点から、このガイドラインの規定について、必要な事項を仕様書に記載するとともに、受託業者と十分に打合せを行う。

(2) 殺虫剤及び殺そ剤

ア ねずみ・昆虫等の発生予防

日ごろからねずみ・昆虫等の発生を予防するため、清掃の徹底など、環境整備を含んだ発生源対策に努める。

イ ねずみ・昆虫等の早期発見

定期的な生息調査などにより、日ごろから衛生状態に注意を払い、ねずみ・昆虫等の発生の早期発見とその状況把握に努める。

ウ 防除の考え方

定期的な生息調査の結果、ねずみ・昆虫等の発生が認められるなど防除が必要な場合は、まずは、環境整備を含んだ発生源対策及び侵入防止対策を行い、粘着トラップを用いるなどの物理的防除を優先し、有効かつ適切な方法を組み合わせて防除を行う。

また、ねずみ・昆虫等の発生状況に関わらず定期的な殺虫剤・殺そ剤使用はしない。

なお、乳幼児など、健康に配慮する必要がある人がいる区域については、殺虫剤・殺そ剤の使用をなるべく避ける。

エ 殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

(ア) 使用する殺虫剤(人の健康を損なう昆虫等 用に限る)・殺そ剤は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いる。

ねずみ、ゴキブリ、はえ、蚊、のみ、しらみ、ダニ等をいう。

(イ) 使用する殺虫剤・殺そ剤は、その容器包装等に記載された用法、用量その他使用及び取扱い上必要な注意を守って使用する。

(ウ) 殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、薬剤の種類、薬量、処理法、処理区域について十分な検討を行い、まず、誘殺、塗布等の散布以外の方法を優先して行う。

また、食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食防止を図るとともに、防除作業終了後、直ちに回収する。

(エ) 殺虫剤・殺そ剤を使用した後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより、施設利用者等の安全確保の徹底を図る。

(オ) 殺虫剤・殺そ剤を使用する場合は、施設の利用者等に対して、日時、



作業方法等について十分な周知に努める。

(カ) 殺虫剤・殺そ剤を使用した場合は、使用した日時、場所、薬剤の種類又は名称、使用量、希釈倍率等について記録し、5年間保存する。

#### オ 業者委託

殺虫剤・殺そ剤を使用するねずみ・昆虫等防除を業者に委託して行う場合は、殺虫剤・殺そ剤の適正使用の観点から、このガイドラインの規定について、必要な事項を仕様書に記載するとともに、受託業者と十分に打合せを行う。

### (3) 消毒剤

消毒剤を使用する場合は、(2)エ及びオを準用する。

なお、(2)エ(ア)については、食品衛生法の規定による食品添加物の使用を妨げない。

## 4 周知・啓発

県有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤の適正使用を図るため、施設の管理者、病害虫等防除の責任者、薬剤使用者等を対象に、研修会等を実施し、このガイドラインの周知徹底を図る。

また、県内市町村等へのこのガイドラインの普及・啓発に努める。

## 5 ガイドラインの適用

このガイドラインは、平成20年3月7日から適用する。

18農経第1462号  
18水地盤第471号  
平成19年2月28日

県関係部長局長  
農林水産部各課室長  
環境部各課室長  
} 殿

農林水産部長

環境部長

住宅地等における農薬使用について (通知)

このことについて、平成19年1月31日付け18消安第11607号及び環水大土発第070131001号で農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありましたので、御承知ください。

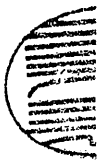
ついでには、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者、病虫害防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等に対する指導徹底が図られるよう、関係機関、関係団体への周知をお願いします。

なお、各市町村及び別紙に掲げる関係団体等に対しては別途通知しました。

担当 農業経営課環境・植防グループ (飯田)  
電話 052-954-6411 (ダイヤル)  
内線 3664  
ファックス 052-954-6931

担当 水地盤環境課土壌地下水グループ (吉田)  
電話 052-954-6225 (ダイヤル)  
内線 3050  
ファックス 052-961-4025

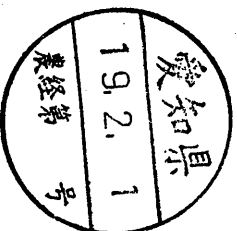
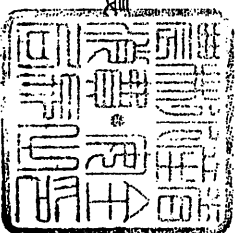
別紙は略



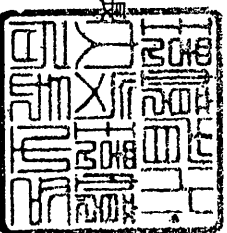
18消安第11607号  
 環水大士発第070131001号  
 平成19年1月31日

愛知県知事 殿

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないよう、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」旨規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、平成17年度に「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」の一環として環境省が実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」によると、多くの自治体で適切な方法での使用がなされているものの、一部の自治体において、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している、散布の対象範囲を最小限の区域に留めていない、これまでに見えない農薬の組合せで現地混用を行っている等の不適正な事例も依然みられる状況にある。

このような状況を踏まえ、農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等（以下「農薬使用者等」という。）に対して下記1及び2の事項を遵守するよう指導すること、貴自治

体において下記3、4及び5の事項の実施に努めるとともに貴自治体内の施設管理部局、農林部局、環境部局等間で緊密な情報交換を行うこと等により連携の強化を図ることにつき、貴職の協力を要請する。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号）は廃止する。

また、環境省では、現在、農薬飛散リスク評価手法等確立調査に係る検討会を開催して、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹及び住宅地に近接する森林等（以下「公園等」という。）の管理者向けの病害虫・雑草管理マニュアルの策定に取り組んでおり、その検討資料は環境省のホームページで公開しているところである。また、農林水産省のホームページでは人の健康に対するリスクと環境への負荷の軽減に配慮した病害虫・雑草管理を推進するため、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」を公開している。これらの資料についても適宜活用されたい。

## 記

1 住宅地等における病害虫防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、次の事項を遵守すること。

(1) 農薬使用者等は、病害虫やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫の状況に応じた適切な防除を行うこと。

(2) 農薬使用者等は、病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。特に公園等における病害虫防除に当たっては、被害を受けた部分のせん定や捕殺等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見ても松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）には、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合には、最小限の区域における農薬散布に留めること。

(3) 農薬使用者等は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。

(4) 農薬使用者等は、農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。

(5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めると。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子ども

もの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における病害虫防除においては、さらに、散布時に、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

(6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記載し、一定期間保管すること。

2 農作物等の病害虫を防除する際に、使用の段階でいくつかの農薬を混用する、いわゆる現地混用については、散布労力の軽減等の観点から行われている事例があるものの、混合剤として登録されている農薬の使用とは異なることから、現地混用を行う場合、農薬使用者等は、以下の点に注意する必要がある。

(1) 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守すること。

(2) 試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られている各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見もあることから、これを厳に控えること。

3 貴自治体内の病害虫防除所等指導機関等においては、農薬製造者に対し、以下の点について協力を要請するよう努めること。

(1) 農薬使用者等や指導機関等からの情報等に基づき、混合剤の開発及び登録を推進するよう努めること。

(2) 病害虫の発生状況や労力軽減等の観点から、農薬使用の現場において現地混用が行われている状況を十分認識し、現地混用を行った際の安全性に関する知見の収集及び当該知見の農薬使用者等への提供に努めること。

4 貴自治体内の病害虫防除所等指導機関等においては、2に掲げた留意点を踏まえつつ、農薬使用者等に対し、現地混用に関する情報等の提供や使用方法に係る指導に努めること。また、混合剤の開発及び登録の推進によりむやみやみ現地混用を不要とするため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を積極的に農薬製造者に伝達するよう努めること。

5 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から貴自治体にあった場合は、貴自治体の農林部局及び環境部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）は相互に連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等により、適切に対処すること。

# 写

18生衛 第515号  
平成18年8月25日

各部局長  
愛知県企業庁長  
愛知県病院事業庁長 殿  
愛知県議会事務局長  
愛知県教育委員会教育長  
愛知県警察本部長  
健康福祉部各課長

愛知県健康福祉部健康担当局長  
( 公 印 省 略 )

県所管施設におけるねずみ昆虫等の防除について(依頼)

日頃は、健康福祉行政の推進に御理解いただき、ありがとうございます。

県所管施設におけるねずみ昆虫等の防除については、平成13年9月5日付け13生衛第350号及び13医安第428号で通知したところであり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「建築物衛生法」という。)等関係法令に従い、実施されているところですが、このたび別添1の新聞記事のとおり、一部の施設において法令に基づく適正な防除がされていないとの報道がありました。

近年は化学物質に対する関心が高く、なかでもその健康影響に対する意識が高くなってきていることから、建築物の室内で使用される殺虫剤等の使用は必要最小限とするなど、特に配慮が求められています。

つきましては、建築物衛生法に基づく特定建築物のほか、多数の者が使用し、又は利用する県所管施設におけるねずみ、昆虫等の防除にあたっては、下記の点に留意のうえ今後とも適切な防除の実施につき徹底がなされますよう貴所管施設に周知をお願いします。

また、当部では建築物を健康不安なく使用、又は利用いただくために別添2のパンフレット「シックビル予防対策10の要点」を作成、配布しておりますので、合わせて周知をお願いします(冊子にもしていますので、必要であれば、担当課まで必要数をお知らせください。)

おって、防除の実施方法等について、後日、アンケート調査等を予定しておりますので御協力をお願いします。

## 記

- 1 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、殺そ殺虫剤の使用を必須の前提としたものではなく、ねずみ、昆虫等の生息、活動状況、建築物の構造、建築物の使用者又は利用者への影響等を総合的に検討した上で、物理的な防除を含め、適切な方法により実施すること。

- 2 ねずみ、昆虫等の防除に際し、殺そ殺虫剤を使用する場合は薬事法上の承認を受けた、医薬品又は医薬部外品を用い、その容器包装等に記載された「用法・用量」及び「使用上の注意」を遵守すること。  
また、作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより屋内に残留した薬剤を除去し、建築物の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ること。
- 3 防除作業を行うに当たっては、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させること。
- 4 ねずみ、昆虫等の防除作業を委託する場合には、上記について適切な作業の実施を確認すること。
- 5 常日頃より、ゴミの放置をしない等ねずみ、昆虫等の発生防止にも留意すること。

担当 生活衛生課  
環境衛生・検査管理グループ  
内線 3 2 5 8  
ダイヤルイン 052-954-6299

[ 別添 2 略 ]

# 殺虫剤散布 進む見直し

3.29 毎日 871

## 愛知県・名古屋市の公共施設

### 市民へ周知まちなまち

愛知県や名古屋市の公共施設の一部が、屋内で殺虫剤を散布する手法を見直し始めている。化学物質過敏症の人たちが殺虫剤でめまいや吐き気など健康被害を受けると訴えているためだ。だが、施設によってはばりつきがあり、国が求める散布日時の周知なども徹底されていない。地元市民団体は28日、国の指導を徹底するよう求める要望書を県と市に提出した。

(前田基行)

名古屋国際会議場(同市熱田区)は今年1月から、クリーム状の殺虫剤を壁や床に塗る手法を採り入れた。それまでは年2回、全館に殺虫剤を散布していた。手法の変更で、1月の害虫防除時に殺虫剤を散布したのは倉庫と機械室だけだった。使用量も昨年までの1・50リットルから20リットルに減った。

今後中毒性が高いとされる有機リン系の殺虫剤は原則使わず、ネズミやクマなど害虫の生息状況を調べたうえで、防除方法を決めるという。県勤労会館(同市昭和区)と愛知芸術文化センター(同市東区)も、それぞれ昨年12月と今年1月から、ホールで月1度実施していた殺虫剤の定期散布をやめた。

不特定多数が利用する公共的な施設では、建築物衛生法や興行場法などにもとづき、定期的な害虫防除が義務づけられて

いる。農薬や殺虫剤散布の問題に取り組む市民団体「子どもの未来と環境を守る会名古屋」(森田真季代表)が昨年、図書館や会議場、会館、公会堂など名古屋市内にある県立と市立の11施設について調べたところ、市美術館を除く10施設が年2回、ほぼ全館に殺虫剤などをまいていた。多くの施設はその後、見直しを検討しているが、対応はまちまちだ。

一方、有機リン系農薬をくんだりした北海道の老人福祉施設で00年、入居者が頭痛やめまいを訴える集団健康被害があった。これを受け、建築物衛生法を所管する厚生労働省は01年、「害虫防除に殺虫剤などの使用は必須ではない」と都道府県などに通知した。

同省は、殺虫剤を散布する時には、日時を張り出すなど利用者に周知することとも都道府県などに

指導している。だが、同会によると、市内の11施設のうち名古屋市公会堂と県勤労会館では、ホールのロビーなどに散布の日時などを掲示しているが、大半の施設は、わかりやすい場所に散布を伝える文書を示していない。市環境薬務課は「実情を見ると、法の趣旨が十分徹底されていない面がある」とし、新年度初めにも、国の指導などを各施設に再度送り、「殺虫剤などの使用は最小限度にと徹底する。要望書を出した同会の森田代表は「公共的な施設は小さな子や化学物質に弱い人も訪れる。屋内は薬がこもりやすいだけに、使用は限定的にし、使用事実も周知してほしい」と話している。



建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）

第4条

第1項 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下建築物環境衛生管理基準という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

第2項 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権限を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

（特定建築物・・・興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）旅館であってその延床面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物及び、学校教育法第1条に規定する学校であってその延床面積が8,000m<sup>2</sup>以上の建築物）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年10月12日政令第304号）

（建築物環境衛生管理基準）

第2条

法第4条第1項で定める基準は、次のとおりとする。

第3号 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（口において「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

口 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年1月21日厚生省令第2号）

・第4条の4

令第2条第3号の厚生労働省令で定める動物は、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物（以下「ねずみ等」という。）とする。

・第4条の5第2項

令第2条第3号口に規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。

一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。

二 ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法第十四条又は第十九条の二の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。

・第4条の5第3項

令第2条第3号イ及び口の規定により掃除、廃棄物の処理、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行う場合は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、掃除及びねずみ等の防除並びに掃除用機器等及び廃棄物処理設備の維持管理に努めなければならない。

(厚生労働大臣が別に定める技術上の基準)

空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準

(平成15年3月25日厚生労働省告示119号)

第六 ねずみ等の防除は、次に定める基準に従い行うものとする。

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。

建築物環境衛生維持管理要領

(昭和58年3月18日環企第28号各都道府県知事、政令市長あて厚生省環境衛生局長通知)

第五 ねずみ、こん虫等の防除

1 ねずみ、こん虫等の防除を行うに当たっては次の点に留意して行うこと。

- (1) 防除作業を行うに当たっては、日時、作業方法等を建築物の利用者に周知徹底させること。
  - (2) 薬剤の散布を行うに当たっては次の点に留意すること。
    - ア 作業員は適切な防護具を使用する等事故防止に努めること。
    - イ 火災に対する予防措置を講じるとともに、什器等の汚染防止に努めること。
    - ウ 薬剤散布後、安全が確かめられるまで入室を禁じる等建築物の利用を制限すること。
  - (3) 食毒剤(毒餌剤)の使用に当たっては、誤食防止を図るとともに、使用後直ちに回収すること。
  - (4) 捕そ器の使用に当たっては、人に危害を及ぼさぬようにすること。
  - (5) 作業衣、使用器具は防除作業専用のものとし、他のものと区別して保管、洗濯等を行い、汚染防止に努めること。
- 2 防除作業終了後の効果判定において、防除の効果が認められない場合はその原因を確かめ、爾後の作業計画の策定の参考とするとともに、必要に応じ、再度防除作業を行うこと。
- 3 施行規則第二〇条の帳簿書類には、防除作業を実施した年月日、作業内容、実施者名、使用薬剤等を記載すること。

建築物におけるねずみ、こん虫等の防除における安全管理について

(平成 13 年 8 月 22 日)

( / 健発第 855 号 / 医薬発第 909 号 )

(各都道府県・知事各政令市市長・各特別区区長あて厚生労働省健康局長・厚生労働省  
医薬局長通知)

建築物衛生行政及び薬事行政については、日頃より御理解と御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、先般、ねずみ、こん虫等の防除作業の実施後に、建築物の使用者が咳、発熱等の症状を訴えた事例が報告されました。その原因は特定されていないものの、薬事法上の承認を受けていない農薬が防除作業に使用されており、この防除作業が健康に影響を及ぼした疑いがあるとの指摘がされました。

このような事態の再発を防止するため、特定建築物維持管理権原者、建築物ねずみこん虫等防除業者、薬局開設者及び医薬品の販売業の許可を受けた者等に対し、下記事項に留意し、適切な指導をされるよう願います。

記

- 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和 45 年政令第 304 号)第 2 条第 3 号ロに規定するねずみ、こん虫等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、殺そ殺虫剤の使用を必須の前提としたものではなく、ねずみ、こん虫等の生息、活動状況、建築物の構造、建築物の使用者又は利用者への影響等を総合的に検討した上で、適切な方法により実施すること。
- 2 多数の者が使用し又は利用する建築物におけるねずみ、こん虫等の防除作業に際し、殺そ殺虫剤を使用する場合には、以下の点に留意すること。
  - (1) 薬事法上の承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。
  - (2) 医薬品又は医薬部外品の容器、被包等に記載された「用法・用量」及び「使用上の注意」を遵守すること。
  - (3) 作業終了後は、必要に応じ強制換気や清掃等を行うことにより、屋内に残留した薬剤を除去し、建築物の使用者又は利用者の安全確保の徹底を図ること。
- 3 薬局開設者及び医薬品の販売業の許可を受けた者がねずみ、こん虫等の防除を目的とした医薬品等を販売する際には、適切な使用量及び使用方法等について情報提供を行うよう努めること。

19 生衛第 965 号  
平成 20 年 3 月 7 日

各部局長  
部内各課室長  
愛知県企業庁長  
愛知県病院事業庁長 殿  
愛知県教育委員会教育長  
愛知県警察本部長

(愛知県)健康福祉部健康担当局長

建築物における衛生的環境の維持管理及び建築物における維持管理  
マニュアルについて(通知)

県所管施設におけるねずみ昆虫等の防除については、平成 18 年 8 月 25 日付け 18 生衛第 515 号で通知したところであり、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(以下「建築物衛生法」という。)等関係法令に従って実施されているところですが、このたび、これまでの建築物の維持管理に関する知見の集積等を踏まえて建築物環境衛生維持管理要領が改定され、平成 20 年 1 月 25 日付け健発第 0125001 号で厚生労働省健康局長から別添 1 のとおり通知されました。

また、「建築物環境衛生維持管理要領等検討委員会」において取りまとめられた「建築物における維持管理マニュアル」について、平成 20 年 1 月 25 日付け健衛発第 0125001 号で厚生労働省健康局生活衛生課長から別添 2 のとおり通知がありました。

つきましては、建築物衛生法に基づく特定建築物のほか、多数の者が使用し又は利用する県所管施設における衛生的な維持管理にあたっては、このたび通知されました建築物環境衛生維持管理要領及び建築物における維持管理マニュアルの内容に留意のうえ、今後とも適切な維持管理の実施につき徹底がなされますよう、貴所管施設に周知をお願いします。

[ 別添 1、別添 2 略 ]

担 当 生活衛生課環境衛生・検査管理グループ  
電 話 052-954-6299 (ダイヤルイン)  
F A X 052-954-6921  
電子メール eisei@pref.aichi.lg.jp